

ID: 42

担当部署: 教育委員会 図書館 業務係

処分の概要	個人貸出の登録		
例規名 根拠条項	名寄市図書館条例施行規則 第5条第2項		
例規番号	平成18年教育委員会規則第31号		
<p>【根拠条文】 (登録手続等)</p> <p>第5条 個人貸出登録を受けようとする者は、前条各号に規定するいずれかの資格(以下「個人貸出の資格」という。)を有することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して、個人貸出登録申込書(別記様式第1号)を館長に提出しなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条に規定する学齢児童及び幼児の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。</p> <p>2 館長は、登録の申込みを受けた場合には、その内容を審査し、当該申込みを行った者が個人貸出の資格を有していることを確認したときは、これを登録し、利用者カード(別記様式第2号)を交付するものとする。</p> <p>3 登録の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (利用資格)</p> <p>第4条 図書館資料の個人への貸出し(以下「個人貸出」という。)を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により登録を受けた者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市外に住所を有する者のうち、市内に所在する学校、会社等に在学又は勤務する者</p> <p>(3) その他名寄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める者</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日